

【報告事項】**○札幌市安全・安心な食のまち推進条例の一部改正に伴う
札幌市安全・安心な食のまち推進条例施行規則の改正について**

関連資料 2 : 札幌市安全・安心な食のまち推進条例

関連資料 3 : 札幌市安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議規則

本市では、平成 25 年 10 月 1 日から「札幌市安全・安心な食のまち推進条例」第 25 条において、自主回収報告制度を設け、事業者が自主回収を行った場合に、行政に届け出るよう義務付けていました。

しかし、平成 30 年度の食品衛生法及び食品表示法の改正により、国レベルでの食品等の自主回収情報報告制度が創設され、令和 3 年 6 月 1 日以降、事業者が自主回収を行う場合には、その情報を行政に届け出ることが義務化され、従来の本市の制度はほぼ包含されることとなりました。

法改正の趣旨を踏まえ、制度の重複を解消し一本化するための本条例の改正案は、他条例の改正案とともに、令和 3 年第 1 回定例市議会にて可決されました。

これを受け、同条例の必要な事項を定めた「札幌市安全・安心な食のまち推進条例施行規則」についても、制度の重複箇所を解消するための改正が必要となりましたが、「自主回収報告制度」に関する部分を削除することにより、本規則の内容は「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議」に関する内容のみが残ることとなったため、「札幌市安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議規則」と名称を改め、新たに令和 3 年 6 月 1 日から施行しています。